

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

長崎県総合防災 GIS 及び南島原市国土強靱化地域計画、当市のハザードマップにより、以下の災害リスクを有している。

(地震・津波災害：長崎県地震等防災アセスメント調査結果)

平成 28 年 4 月に平成 28 年 (2016) 熊本地震が発生 (M7.3) し、本市でも震度 5 強が観測されたが、大きな被害は出なかった。しかし、長崎県が実施した「長崎県地震等防災アセスメント調査 (平成 18 年 3 月)」によると、本市周辺には多数の活断層が存在し、震度 6 弱から 6 強の地震の発生や、県が平成 28 年 10 月 31 日に公表した「津波浸水想定について」により、南海トラフを震源とする地震による津波も予想されている。

(台風等による強風、大雨、高潮、高波)

季節的には、6 月、7 月の梅雨の頃、梅雨前線がしばしば活発化し、全市的な大雨または局地的豪雨に見舞われることがある。また、8 月、9 月にかけては台風の接近または上陸により暴風雨、豪雨による災害が予想され、土石流災害は大雨と関連する場合が多い。近年における集中豪雨による災害は、平成 28 年 6 月 20 日に島原半島では観測史上 1、2 位を記録する記録的な豪雨となり、各地で大きな被害が発生し、約 400 名が各避難所に避難した。

(土砂災害：ハザードマップ)

深江町、布津町、有家町、西有家町、北有馬町、南有馬町、ロノ津町、加津佐町において土砂災害、特に土石流災害の恐れがある。

土石流は警戒区域 95 (うち特別警戒区域 89)、急傾斜は警戒区域 1,254 (うち特別警戒区域 1,226)、地すべりは警戒区域 50 (うち特別警戒区域 0)、合計 警戒区域 1,399 (うち特別警戒区域 1,315) である。

(火山災害：ハザードマップ)

雲仙岳火山噴火による災害は、平成 3 年 6 月 3 日、9 月 15 日、平成 4 年 8 月 8 日に大規模火砕流が発生し、44 名の死者・行方不明者と多数の住家等を焼失させ、多大な被害を受けた。現在、雲仙岳の火砕流災害の可能性は低くなっているが、岩屑なだれ及び溶岩ドーム崩壊後の土石流の発生が危惧される。

(地震：地震調査研究推進本部)

雲仙断層群が当市の東西を走っており、今後 30 年間に M7.5 程度の揺れに見舞われる確率が 0%—4%の地域がある。

(その他、渇水被害)

南島原市の水利特性は、流路延長が短い急勾配の中小河川が多く、平地が少ないため河川の保水能力が低いという地勢に加え、年間降水量の多くが梅雨時期と台風期に集中する気象条件等から、水資源に恵まれない特性を有し、度々深刻な渇水被害を受けてきた。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2, 236人
- ・小規模事業者数 1, 878人

【内訳】

令和2年4月現在（商工会実態調査より）

	業種	商工業者等数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	建設業	330	291	市内に広く分散している
	製造業	459	419	有家・西有家地区に製麺業者が密集
	卸小売業	674	539	市内に広く分散している
	サービス業	608	498	市内に広く分散している
	その他	165	131	市内に広く分散している
	合計		2, 236	1, 878

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災知識・思想の普及
- ・防災訓練の実施
- ・自主防災組織の活動
- ・自主防災組織の育成
- ・民間防災組織の確立
- ・相互応援体制の確立
- ・防災まちづくり計画の策定
- ・災害応急対策計画（震災対策）の策定

2) 当会の取組

- ・南島原市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・事業継続力強化計画策定支援
- ・事業継続力強化計画作成セミナーの開催
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄

※令和元年度 事業継続力強化計画策定支援・認定件数（12件）

業種	建設業	製造業	卸小売業	サービス業	その他
件数	1	4	3	4	0

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

Ⅲ 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、BCP策定のためのセミナー（年1回以上開催）や専門家による個別相談会等（随時開催）により、BCP策定事業者数を増やしていく。年間の策定目標を15件とする。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間

（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

（２）事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

「南島原市地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業継続力強化計画作成と認定、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業承継、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続力強化計画の作成

- ・ 当会では事業継続力強化計画に相当する危機管理マニュアルを策定している。

3) 関係団体等との連携

- ・ 長崎県火災共済協同組合等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業継続力強化計画の取組状況の確認を行う。
- ・ （仮称）南島原市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・ SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等を当会と当市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
豪雨における例：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、24 時間以内に情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

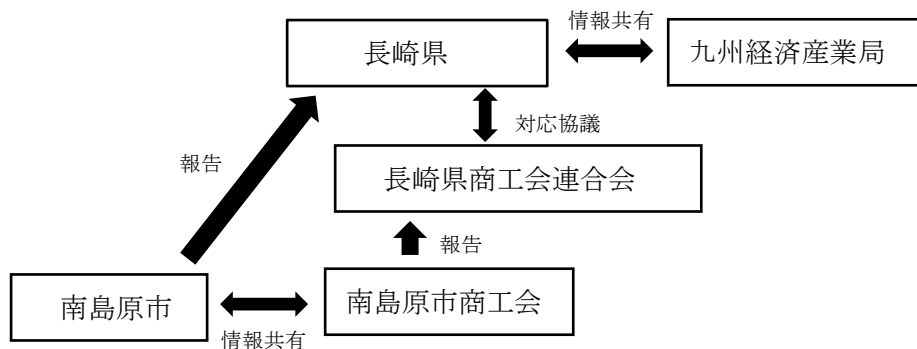
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	1 週間に 1 回共有する

< 3. 発災時における 指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、長崎県が指定する方法（「長崎県における中小企業関係被害状況報告について（通知）」令和元年 8 月 28 日付 31 産政第 79 号）にて、当会より長崎県商工会連合会へ、当市より長崎県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、南島原市と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や長崎県、南島原市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

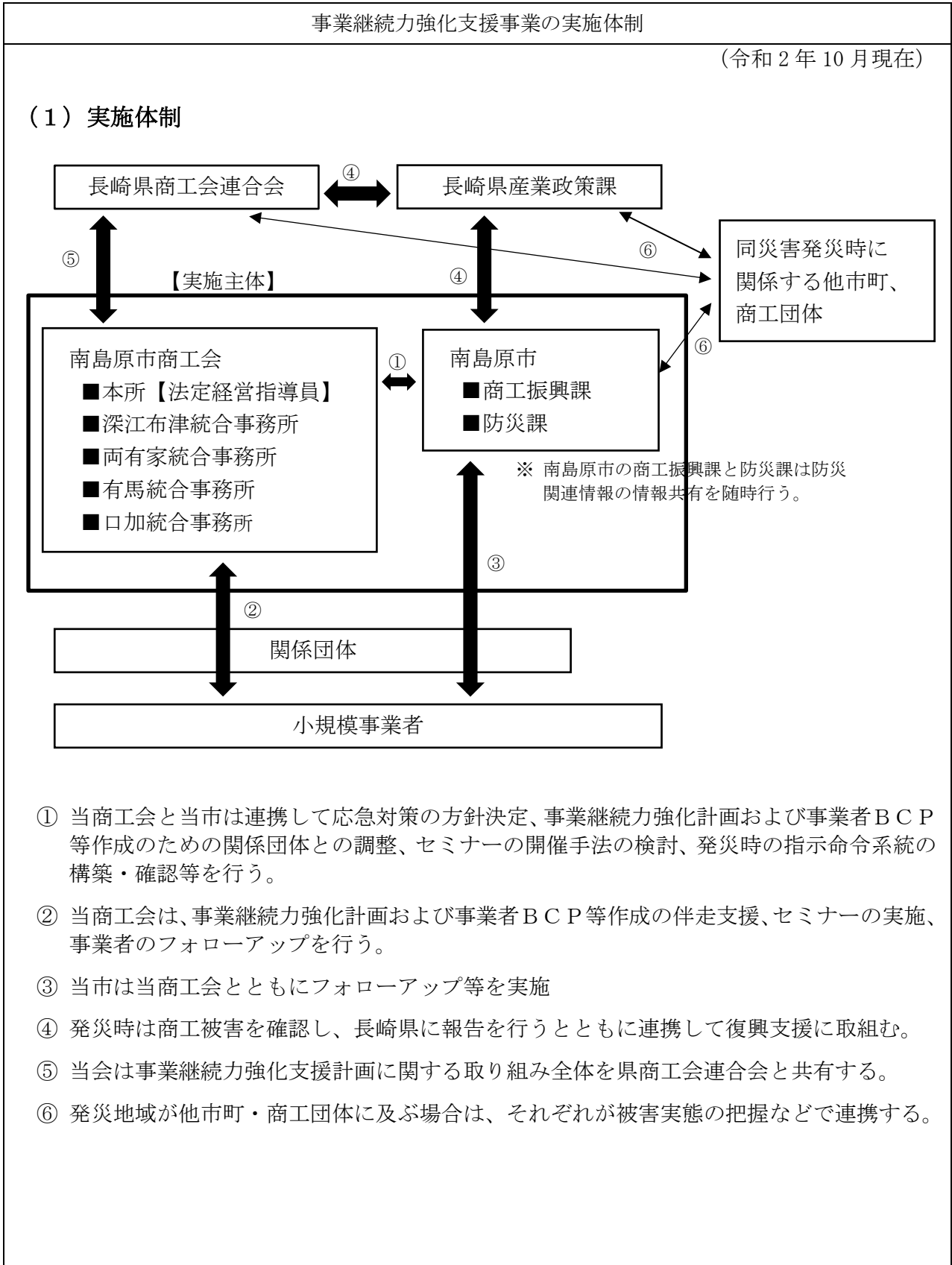
- ・ 長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を長崎県等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

南島原市商工会 水田憲吾（連絡先は後述 (3) ①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

南島原市商工会 本所

〒859-2503 長崎県南島原市口之津町丁 5611-7

TEL：0957-76-1500 / FAX：0957-86-3159

E-mail：ms@shokokai-nagasaki.or.jp

南島原市商工会 深江布津統合事務所

〒859-1504 長崎県南島原市深江町丁 2169-2

TEL：0957-72-2891 / FAX：0957-72-2365

南島原市商工会 両有家統合事務所

〒859-2201 長崎県南島原市有家町久保 204-9

TEL：0957-82-2431 / FAX：0957-82-8205

南島原市商工会 有馬統合事務所

〒859-2304 長崎県南島原市北有馬町丁 35-1

TEL：0957-84-2222 / FAX：0957-84-2608

南島原市商工会 口加統合事務所

〒859-2601 長崎県南島原市加津佐町己 2818-2

TEL：0957-87-3083 / FAX：0957-87-4709

②関係市町村

南島原市 商工振興課

〒859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊 96-2

TEL：0957-73-6633 / FAX：0957-82-3086

南島原市 防災課

〒859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊 96-2

TEL：0957-73-6622 / FAX：0957-82-3086

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・協議会運営費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	80	80	80	80	80
・パンフ、チラシ作製費	70	70	70	70	70

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料収入、受益者負担金収入、事業受託料収入、南島原市補助金、長崎県補助金 等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等